



www.alpajapan.org

# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

Date 2003.2.06

No 26 - 27

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

= 民間航空の安全運航と事故の再発防止のため

「裁判勝利」に向け、全力で取り組む =

### 1月27日 706便事故第3回公判 その4

#### ～ 公判後のアンケートより～

このニュースでは、前回、1月27日名古屋での傍聴の取組みに参加された方々から寄せられたアンケートからの声をお知らせします。

交通手段、時間設定等、初めての参加でも負担なく傍聴できた。

公判内容はまどろっこしい部分もあるが、専門知識のない一般の人たちにどう理解してもらえるかという経験にもなる。また、昼食時のレクチャーのおかげでどのような証言がポイントとなるのかよく理解できた。

第2回公判の池田証言で、機長のベルト着用の指示への客室乗務員の対応が未だバラバラだということが改めて明らかになったが、その点に対する取組みも必要。

弁護側の適切かつ強力なアピールが光った1回であったと思う

午前中のMD-11性能図からは55NMで降下可能であること。350kt DescentがNormalであることを明らかにできると思う。

午後の天気図への尋問については、検察官、弁護士ともよく勉強していて流石と思った。しかし弁護士の反証は見事と言える。証人の発言で、地上天気図は地上観測に依って作成されるのでゾンデやロケットは関係ない点や、その後の大気のカオスなどから、当初より誤差を含み時間とともに増大することを強調して欲しかったが、まず十分な本日の成果と思う。

高本機長には我々の代表として戦ってもらっているという気持ちが大切だと思う。出来るだけ傍聴したい。

傍聴者が多くとても心強く感じました。検察側の尋問は迫力がない。証人は双方申請とはいえ、検察側の主張の立証になっていない。やはり事実はまげられなかったと感じました。今後、Annex13の5-12に対して裁判官に正しく判断させるように、ニュースやビラで力を加えていきたいと思えます。

事故調がもっていた情報の一部を隠して内容を曲げたことを、この裁判の中で裁けたらと思っています。

油断はできませんが、今日の検察側の尋問を聞いている限りでは、公判の維持すら困難な気がします。

弁護士先生が言っていたように裁判長を味方にする。その為にマスコミを味方にする必要があります。世論喚起の取組みを大事にしましょう。



また、裁判官を味方にする為にも大量傍聴を実現する為の動員作業が重要です。車中配布していただいた資料ではとても理解しにくかったのが残念です。昼食時藤井弁護士から説明ありましたが分かり易く、おかげさまで午前中と違い午後は理解度グーンとアップしました。

弁護側から、FCCの不具合が今までにもあった事、及び地上での取卸し検査の結果について尋問があったが、FCC 地上取卸し31件の内2件原因判明、29件不明という数字の公表がなかったのが残念でした。

職場の人たちに広めていきたいと思っています。

藤井弁護士の

ワンポイントアドバイス

## 刑事弁護の面白さ

弁護士 藤井成俊

私が行なっている刑事事件は、年に3~4件くらいであり、数的には多くない。しかし、どういう訳か受任事件の多くが否認事件である。否認事件は、やればすぐにわかることだが、手間隙も精神的負担も相当なものであり、しかも手弁当となるから零細事務所にとっては経営にも少なからず影響を及ぼしてしまう。ならば、断ればいいではないかと言われそうであるが、「否認事件こそが弁護士らしい仕事」と思うところもあって、起訴前には検察官と起訴後には裁判所と丁々発止しながら切磋琢磨している。そういう中で日ごろ感じていることを述べてみたい。

### 1 被疑者段階での弁護人選任の重要性

#### (1) 毎日接見必要性

私は、拘置所に収監されている場合を除き、毎日、接見に行くことにしている。警察の留置場の場合、朝は8時頃に行っても会わせてくれるし、電話連絡さえしておけば夜9時頃までなら係官に抵抗されることもなく比較的自由に会える。深夜11時頃に接見に行き、終了が零時を回った時には、さすがに「他の収監者もおりますので、なるべく時間内をお願いします」と言われたが。土曜日も日曜日も、必要があれば1日に2回接見することもある。

なぜそのように頻繁な接見をしているのかと言えば、被疑者は、いかに強靱な精神の持ち主でも長時間の取調べによって自分を失うほどに萎えてしまうからである。人間は弱いもので、捜査官に例えば「否認していると裁判が終わるまで出れんぞ。裁判も3年は係る。保釈も認められんし、執行猶予も付かん。認めると保釈で出れるし、執行猶予も付く」と耳元で囁かれると、私との接見の時に「こんなところに長くいたくありません。早く出れるならもう罪を被ります」と弱音を吐くようになってしまう。

私は、そういう時、「そうですね」と言いながら、「どうして、自分に嘘をつく気になったのか」「やってもないことをどのように述べるのか」などと質問する。そうすると、我に帰ったようにその人は、「やっぱり、嘘は言えません。もう少し頑張ります」という答えを見つけてくれる。こういうやり取りが、勾留延長になった以降頃から何回かあるのが否認事件である。

無罪を裏付ける事実を聞き出したり、それを立証する証拠の収集ももとよりするが、被疑者弁護の大半は上記のような被疑者の精神的なサポートであるように思う。

## (2) 自白調書を作らせないこと

員面調書も含め、被疑者の供述調書が公判でひっくりかえる、すなわち、その信用性が否定されるようなことは極めて稀なことである(参考人の調書も同様であるが)。

私は、繰り返し被疑者にそのことを説明し、「署名押印を求められた調書に事実と異なる記載があれば、時間がかかっても訂正させないと命取りになりますよ」と助言している。捜査官も署名押印させようと必死であり、「署名押印していない供述証書は、裁判所が悪い印象を持つぞ」と言って脅かしているようであるが、実際にそのような調書が証拠請求されるようなことはない。仮に出されても信用性を欠く。

## (3) 取調べ状況を記録させる

20日間の勾留中には、いろいろなことが起こる。捜査官に怒鳴られたり、机を叩かれたり、馬鹿にされたり、年老いた両親を連れてくるぞと凄まじられたり。私は、ノートを差し入れ、捜査状況の一切を日記風に書きとめてもらっている。接見時にそれを読んで、思い余れば「違法な捜査が続けられているようですが」と担当検事や警察署長に抗議するが、捜査官も日記の存在が気になるのか、概ね穏やかである。

## (4) 捜査を受ける際の心得10か条

私は、上記を中心に否認する被疑者には次のような「10か条の心得」を話している。これを忠実に励行し、勾留期間満了日に疑いが晴れて不起訴となり、「心得10か条で助かった」と感謝されることもあるので、参考にさせていただけたらと思う。

経験した事項・事実のみを話す。

一般論・常識論で質問を受けたときには注意をする。自分の経験したこととすり替えられる恐れがある。

議論を取調べ官としない。議論ではなく、経験した事実が重要である。議論になったときには、「わたしは、経験した事実を述べているだけです」などと述べて議論をせず、沈黙を楽しむ。

調べは厳しいもの。捜査官がニコニコしているときには、自分に不利なことを述べているのではないかと疑ってみる。

捜査官は、あなたを犯罪者にするために捜査をしていると心得よ。間違っても、自分の潔白を信じてくれていると思うな。身の潔白を証明するのは、不起訴のみ。

一度作られた調書は、公判廷でもひっくり返らない。妥協的調書が命取り。

捜査から逃げるな。捜査官には何時までも付きあう気持ちを忘れるな。

調書に理解できない文字が出てきたら、「そんな難しい言葉は知らない」と言って、意味を理解できるまで尋ねよ。

「読みきけ」で自分が述べないことや意味の違うことが書かれていたら訂正を求め、それがいれられないと署名押印を絶対にしない。

調べの状況も日記風に記載しておくこと。

## 2 裁判での基本的姿勢

### (1) 被告人に有利な供述調書の不同意

甲号証は、原則としてすべて不同意にしている。被告人に有利な内容の供述調書は同意してもよいのではないかという意見もあろうが、私は、公判で更に有利な供述を得るためにそのような調書もあえて不同意にしている。

### (2) 反対尋問の工夫

検察官請求の証人を併せて弁護人証人とし、証人テストを行って真実を引き出す尋問を試みるが、公訴事実に対し、合理的疑いを抱かせるような反対尋問はなかなか難しい。失敗の連続であり、大いに自分が鍛えられると思っている。

### (3) 真実の発見と立証

被告人は無罪推定を受けており、検察官が「合理的疑いを越える証明」をしなければ無罪となるというのが憲法、刑事訴訟法の大原則であるが、実務では「推定有罪」と揶揄されているのが現状である。すなわち、弁護人の方で真犯人を見つけるなど、被告人が犯人ではないことを積極的に証明しないと無罪とならないのだ。

丹念に記録を読み返してみたり、被告人と時間をかけて話したり、現場に何回も足を運んだりなど、辛抱強い弁護活動をしているといろいろな糸口が見つかってはくる。しかし、多くは無罪に結びつかず、むなしい思いをする。

### (4) 裁判の監視

当該事件に関心を持ってもらうには、まず、事件そのものを広く国民に知ってもらわなくてはならない。私は、それにはホームページの活用が効果的であると考えている。

また、裁判所では検察官尋問に「異議」を述べ、裁判所の訴訟指揮に疑念があればそれを正すことも必要であろうと思っている。そうするためには、「日々勉強」のような気がする。

以上

## 次回公判 2月12日(水) 10時～17時

### ✓ 検察側と弁護側、双方の証人尋問

久次米 通孝 氏 (当時、運航乗員訓練部運航訓練企画室課長)

曾和 恵三 氏 (当時、運航技術部長)